

内管漏えい検査 委託の手引き

令和3年3月

津山ガス株式会社

目次

I. はじめに	・・・・・・・・・・	P. 2
II. 委託要件の基本的事項		
(1) 前提	・・・・・・・・・・	P. 2
(2) 基本要件		
1) 認定要件	・・・・・・・・・・	P. 2
2) 欠格要件	・・・・・・・・・・	P. 2
3) 保安水準の確保	・・・・・・・・・・	P. 3
4) 自主保安業務の実施	・・・・・・・・・・	P. 3
5) 委託の取り消し等	・・・・・・・・・・	P. 3
(3) 定期漏えい検査の要件		
1) 対象範囲	・・・・・・・・・・	P. 4
2) 必要資格	・・・・・・・・・・	P. 4
3) 業務実績	・・・・・・・・・・	P. 4
4) 関与・統制、信頼性	・・・・・・・・・・	P. 4
5) 継続的な体制確保	・・・・・・・・・・	P. 4
6) 効率的な運用	・・・・・・・・・・	P. 4
(4) 開栓時漏えい確認の要件		
1) 対象範囲	・・・・・・・・・・	P. 5
2) 必要資格	・・・・・・・・・・	P. 5
3) 業務実績	・・・・・・・・・・	P. 5
4) 体制確保	・・・・・・・・・・	P. 5
(5) その他		
1) 特殊なガス設備が設置されている建物等の内管漏えい検査	・・・・・・・・・・	P. 5
2) 受託するための手順・手続き	・・・・・・・・・・	P. 5
受託参加申請書	・・・・・・・・・・	P. 7

I. はじめに

本書は、津山ガス株式会社（以下「当社」といいます）が都市ガス事業における定期漏えい検査（以下「内管漏えい検査」という）の保安水準及び業務の継続性を確保するための委託要件を紹介するために作成したものです。

委託要件に必要な業務の内容及び、その他必要となる事項を定め、安全で円滑に業務を行い、保安の確保や継続的な業務を行うことが出来る事業者の選定に資することを目的とします。

II. 委託要件の基本事項

(1) 前提

- ・ 当社は、内管漏えい検査で外部委託している範囲について、保安水準の確保等をするため委託要件を定め、委託先はその要件を遵守する。本手引きにはその要件項目・内容・例を示す。
- ・ 委託先の選定の自由については、内管の保安責任を持つ当社にある。
- ・ 本手引きに記載の内管漏えい検査は、法定業務である「定期漏えい検査」、および自主保安業務である「開栓時漏えい確認」のことをいう。
- ・ 当社は、保安水準を確保するため、自主的な保安の取り組みについて実態に応じて要件を追加する。また、当社は、定めた自主保安の取り組みを委託先が実施することを要請する。
- ・ 内管漏えい検査は、法定業務としての厳格性が要求されることから、適切な業務遂行により保安水準を確保し法定満期を遵守するために継続的に体制を確保できること、委託先への関与・統制が出来ること、またはそれに代替しうる措置が講じられることが必要である。

(2) 基本要件

当社は、内管漏えい検査のいずれの業務において、委託する際に必要となる基本的な要件を定める。

1) 認定要件

【委託先に求める要件】

- ・ 取引上生じる債権の保全に十分な担保能力を有すること。また、連帯保証人がいること。
- ・ 継続的に委託業務を実施するに足る事業基盤を有すること。
- ・ 所定の資格を有する要員を一定数以上確保しており、業務に従事させ得ること。
- ・ 内管漏えい検査業務に必要な装備を一定数以上確保しており、業務に利用できること。
- ・ 当社の供給区域内での内管漏えい検査業務に支障をきさない地域に事業所を有すること。

2) 欠格要件

- ・ 精神機能の障害により当該業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者。
- ・ 破産手続き開始の決定を受け復権を得ない者。
- ・ 委託の認定を取り消されてから2年を経過していない者。
- ・ 反社会的勢力、もしくは反社会的勢力と非難されるべき関係がある者。
- ・ その他当社が別途定める要件に該当する者。

3) 保安水準の確保

【当社が行う項目】

- ・ 当社は、委託先が保安水準を確保するための体制を継続的に確保できることを確認する。
- ・ 当社は、内管漏えい検査の抜き取り検査を行い、検査結果を委託管理者へフィードバックする。
- ・ 当社は、委託先への内管漏えい検査の実施状況を確認するために、委託先の事業所監査を行う。

【委託先に求める要件】

- ・ 委託先は、保安水準を確保するための体制を、当社の定める様式に従い必要な項目を定期的に報告する。変更が必要な場合は、速やかにその内容を報告すること。
- ・ 委託先は、当社が定めた自主保安業務を実施すること。
- ・ 委託先は、当社が定めた保安品質、CS等の諸施策に協力すること。
- ・ 委託先は、当社が実施する内管漏えい検査の実施状況確認のための委託先の事業所監査を受けること。また、検査結果の指摘事項・改善事項等に対して、真摯に対応するよう努めること。
- ・ 委託先の経営者は、その委託する業務について、管理者・検査員へ保安に関する指示を行う、当社が実施する保安教育等へ業務従事者を参加させるなど、保安意識をもって管理を行うこと。
- ・ 委託先の管理者は、当社が実施する内管漏えい検査の抜き取り検査結果のフィードバックを受けた場合、その検査結果に基づき検査員の指導等を行うこと。
- ・ 委託先の管理者は、当社が定める内管漏えい検査の抜き取り検査要領等に基づき抜き取り検査を行い、検査員に指導を行う。その検査結果は、当社へ報告すること。
- ・ 委託先の検査員は、当社の指定する研修を修了していること。

4) 自主保安業務の実施

- ・ 当社は、自ら定めた自主保安業務を委託先が実施することを委託先に要請する。

自主保安業務 … 露出部の外観検査

マイコンメーターの点滅有無確認

メーター復帰エフの取り付け

ガス漏れ警報器の確認

お客さまに対する点検結果のお知らせ

5) 委託の取り消し等

- ・ 当社は、委託先の業務遂行体制・能力等が保安水準の確保に適応しないと判断した場合、委託先に不正または不信な行為が認められた場合、委託先に対しその理由を明示して委託業務の範囲を制限。停止できるものとする。
- ・ 当社は、委託先が契約期間中に体制を確保できず、継続的に受託できなくなった場合、当該委託先に代わる担い手が見つかるまでの労務・費用などを当該委託先に求めることができるものとする。
- ・ 検査員の資格保有者に不正または不信な行為が認められた場合は、当社は、委託先の管理者を通じて検査員に対しその理由を明示し、資格停止または取り消しできるものとする。

(3) 定期漏えい検査の要件

1) 対象範囲

- ・ 定期漏えい検査において、外部委託している範囲を対象範囲として定める。
- ・ 今後、外部委託する範囲が発生、もしくは拡大する場合は、遅滞なく対象範囲および委託要件を定める。

2) 必要資格

【委託先に求める要件】

- ・ 一般社団法人日本ガス協会 内管検査員資格

3) 業務実績

【委託先に求める要件】

- ・ 委託先としての業務実績 : 定期漏えい検査または開栓時漏えい確認の実績が4年以上あること。
- ・ 検査員としての業務実績 : 定期漏えい検査または開栓時漏えい確認の実績が3か月以上または、内管検査員資格を有する者に1か月以上同行して業務の現場教育を受けた場合。

4) 関与・統制、信頼性

【委託先に求める要件】

- ・ 当社の関係会社または当該関係会社の子会社や関連会社であること。
- ・ 当社またはその関係会社から管理者が派遣されていること。
- ・ 当社と長期的な取引があること。
- ・ 当社と関与・統制、信頼性を確保するための契約を締結し、法定周期を遵守すること。

5) 継続的な体制確保

【当社が行う項目】

- ・ 当社は、業務委託契約において委託先が長期継続できる体制を構築する。
- ・ 当社は、委託先の経営状況や経営の安定性を確認する。
- ・ 当社は、検査数予測に基づき委託先が最適な要員数を確保できているか定期的に確認する。

【委託先に求める要件】

- ・ 委託先は、業務体制、検査員の要員計画を定期的に当社へ届け出ること。
- ・ 委託先は、長期継続できる体制を構築すること。
- ・ 委託先は、2年以上前に解約を申し入れること。
- ・ 委託先は、継続的に受託できなくなった場合に、自らに代わる担い手が見つかるまでの労務・費用等を負担すること。

6) 効率的な運用

【当社が行う項目】

- ・ 当社は面的などによる確実かつ効率的な周期管理、検査巡回を行う。

【委託先に求める要件】

- ・ 委託先は、当社が運用している面的などによる確実かつ効率的な運用を遵守すること。

- ・ 委託先は、お客さまの開閉栓状況に関わらず、委託契約期間中は当社が定めた方法により法定周期を管理すること。
- ・ 委託先は、当社が指定するシステムや端末を活用し検査業務を管理すること。

(4) 開栓時漏えい確認の要件

1) 対象範囲

- ・ 該当するお客さま（本人または代理人）であることを確認する。
- ・ 灯外内管・灯内内管の漏えいの有無を確認し、ガス漏えいに起因する事故を防止する。
- ・ 適切なガスメーターが設置されているか確認する。
- ・ マイコンメーターの復帰操作を行い、お客さまにマイコンメーターの機能説明と復帰方法等を説明し、正しい理解とトラブル防止を図る。

2) 必要資格

- ・ 開栓業務に従事する検査員は、「日本ガス協会内管検査員資格」を有していること。

3) 業務実績

【委託先に求める要件】

- ・ 委託先としての業務実績：開栓時漏えい確認または内管保安・工事に関する業務実績が1年以上であること。
- ・ 検査員としての業務実績：定期漏えい検査または開栓時漏えい確認の実績が3か月以上または、内管検査員資格を有する者に1か月以上同行して業務の現場教育を受けた場合。

4) 体制確保

【委託先に求める要件】

- ・ 委託先は、開栓の繁忙期（引っ越しの多い時期）においても対応できる体制を構築すること。
- ・ 委託先は、長期休暇（ゴールデンウィーク、盂蘭盆、年末年始等）においても一定の業務体制を確保すること。

(5) その他

1) 特殊なガス設備が設置されている建物等の内管漏えい検査

【委託先に求める要件】

- ・ 委託先は、特定地下街・特定地下室等の場合、委託先が定期漏えい検査時に地下区分設定の確認ができること。
- ・ 委託先は、内管図面により配管系統を確認し、検査範囲を適切に把握できること。
- ・ 委託先は、定期漏えい検査時に特殊設備（ガス遮断装置等）の作動確認ができること。
- ・ 委託先は、内管工事・維持管理の実績があること。

2) 受託するための手順・手続き

①受託相談

- ・ 当社は、受託希望者から相談窓口を確認・相談があった場合は、委託先選定期間や委託要件・受託申請手続きに関して説明する。

②受託申請手続き

- ・ 受託希望者は、受託申請書類に必要事項を記載し当社が指定する窓口に提出する。

③申請書類確認

- ・ 当社は、受託希望者から提出された申請書類の内容をチェックし委託条件を満たしているか確認する。

【申請・相談窓口】

津山ガス株式会社 導管事業部

TEL 0868-22-7211

FAX 0868-22-7244

④委託先選定

- ・ 当社は、保安水準の確保および法定周期遵守等の観点から、受託希望者に対する審査基準を設け、その基準に基づいて審査を行い委託先を選定する。
- ・ 定量基準：認定要件・必要資格・業務実績（代替措置含む）・継続的な体制確保
- ・ 定性基準：保安水準の確保（経営者の保安意識など）、関与・統制、信頼性

(様式1)

受託参加申請書

項目	内容
① 商号または名称	
② 代表者名	
③ 設立年月日	
④ 本社所在地	
電話番号	
FAX番号	
担当部署	
担当者氏名	
⑤ 資本金	
⑥ 総従業員数(内社員数)	
⑦ 総事業所数	
⑧ 事業内容	
⑨ 希望する受託業務	定期漏えい検査 ・ 開栓時漏えい確認
⑩ 必要な資格保有者数 (内社員数)	「一般社団法人日本ガス協会 内管検査員」 名 (名) ※ただし、3年毎の資格更新が適切に行われている有効な資格者。 ※資格者の氏名・年齢の一覧、資格証の写しを添付すること。

<p>⑪ 受託に必要な業務実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の業務実績 ・検査員の業務実績 	
<p>⑫ 体制の確保について (常用の要員確保、繁忙期や休日に対応する要員の確保等)</p>	
<p>⑬ 欠格要件 ※右記に該当する場合、受託することはできません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 破産手続き開始を受けて復権を得ない者。 ・ 委託の認定を取り消されてから2年を経過していない者。 ・ 反社会勢力、もしくは反社会勢力と非難されるべき関係がある者。 <u>上記のいずれにも該当しない。</u> (該当しない場合は○で囲う)
<p>備考</p>	

年 月 日

津山ガス株式会社 導管事業部 宛

(申請者)

会社名

住所

連絡先